



# 加賀藩御定書卷七

## 町會所御定書

### 一 惣御條目

覺

一、不依晝夜、人馬手づかへ不申、往還無滯様に、常々堅可申付候。駄賃銀・荷物貫目、公儀可爲如御定事。

一、自然於町中喧嘩仕者有之候者、押置、早速町奉行へ可相斷。大勢抑留難成候はゞ、宿本見届、近所之者共に届置、早々町奉行に可致注進事。

一、町中火之用心并夜番・亭主番、無油斷可申付候。若火事有之刻は、町奉行同心・足輕召連、早々參、火を防可申候。火事鎮候以後、火本之様子聞届、燒失之家數相改候而、對馬・因幡・玄蕃・民部へ相談を以、町役可致免許事。

一、町人出入、押立候儀并難究儀者、公事場に可相談事。

一、對奉公人、慮外成躰不仕様に可申付。其外常々作法、町

人に應候様に、急度可申付事。

一、死去人跡職之事、十人組・町肝煎申談、病中可爲致遺書、其身勝手次第幾度も調替候儀は不苦候。若頓死之もの有之ば、十人組・町肝煎より早速斷、町同心を遣、家財相改、十人組・肝煎・町同心相封を附置、様子聞届可致裁許事。

一、地子町公事出入・諸法度、町奉行より可申付。但、地子銀取立候儀は、如跡々淺野屋次郎兵衛・菊屋八左衛門可申付事。

朱書。地子銀取立候儀、唯今は町會所支配に御座候。

一、町方賣懸銀滯候者、町奉行より買主方に相斷、其上に而代銀不相渡候はゞ、横目を以可申聞事。

一、質之事、念を入請人を取可置。若請人無之、盜道具質に取候はゞ、可爲質屋損事。

一、不見知もの振賣之道具、不依何色買取申聞敷候。買申においては、先ん人を遣し、宿本見届、其上に而代銀可相渡事。

一、町中借用金銀・米錢利足、一ヶ月可爲一步七事。

一、浪人・醫師等によらず、宿かし候はゞ、本國・先主・先